

平成29年 第7回

教育委員会定例会会議録

とき 平成29年6月27日

品川区教育委員会

平成29年第7回教育委員会定例会

日 時 平成29年6月27日(火) 開会：午後2時01分
閉会：午後2時40分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 菅谷 正美
委 員 鈴木 敏夫
委 員 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子

出席理事者 教 育 次 長 本城 善之
庶 務 課 長 品川 義輝
学校計画担当課長 篠田 英夫
学 務 課 長 有馬 勝
指 導 課 長 熊谷 恵子
教育総合支援センター長 大関 浩仁
品川図書館長 横山 莉美子
統括指導主事 山本 修史
統括指導主事 堀井 昭宏

事務局職員 庶 務 係 長 小林 則雄
書 記 前田 隼穂
書 記 高下 聖矢

傍聴人数 2名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第 45 号議案 幼稚園教育職員の任免等に関する内申について（任用・産体育休代替）
- 第 46 号議案 幼稚園教育職員の任免等に関する内申について（任用・産体育休代替）
- 報告事項 1 城南小学校遺跡発掘調査見学会の報告について
- 報告事項 2 学事制度審議会第 9 回の報告について
- 報告事項 3 平成 30 年度新入学者の受入枠について
- そ の 他 平成 29 年 7 月、8 月の行事予定について

平成29年第7回教育委員会定例会

平成29年6月27日

【教育長】 ただいまから平成29年第7回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の署名委員に菅谷委員、海沼委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

まず、会議の持ち方についてですが、日程第1、第45号議案、第46号議案は人事に関する案件ですので、品川教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議といたしますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本議案については、全ての日程の終了後に審議することといたします。

それでは、本日の議題に入ります。日程第2、報告事項1 城南小学校遺跡発掘調査見学会の報告について、説明をお願いします。

学校計画担当課長。

【学校計画担当課長】 では、私から、城南小学校の遺跡発掘調査見学会について、ご説明いたします。資料は教育委員会資料3になります。

城南小学校でございますけれども、こちらの学校は改築が今、進んでおりますが、昨年改築に当たりまして、幾つか先行する工事をしたときに、地中から文化財が出てきたということで、本年度4月1日以降、文化財の発掘調査をするということで、せんだって、ご報告をさせていただいたところでございます。こちらの発掘調査でございますけれども、本年度4月に準備に入りまして、この6月に調査現場の、発掘するに当たって土が崩れてこないようにシートパイルという土どめを打ちまして、6月の中旬から発掘調査が進んでいるところでございます。

発掘の調査なんですけれども、こういう機会、区の施設の文化財の発掘調査というのはなかなかないものですから、特に小学校の、例えば工期の延長ですとか、様々な点で影響が出ている部分もございまして、地域の皆様をはじめとしまして、区民の皆様方に、この調査の様子をごらんいただくということで、7月に見学会を予定しているところでございます。

日時でございますけれども、7月15日土曜日。場所が工事現場でございますので、あまり雨がひどい場合には、中止をするということで考えてございます。公開の時間ですけれども、午前と午後、それぞれ2時間ずつ公開し、この時間に来ていただきまして、ある程度の方がお集まりになりましたら、随時、説明員のほうから発掘調査についてのご説明を差し上げるというような形を考えてございます。

見学方法でございますけれども、1つは資料の下のほうに地図がございまして、Cブロックとちょうど書いてあるところなんですけれども、白くなっているところが通路なんですけれども、このあたりに遺跡等のパネルを、これまで出てきたものをパネルみたいなもの、あるいは、できれば遺跡そのものも展示等できたらと考えているところでございます。実際に見ていただくのは、こちら左側のAブロックと書いてあるところで、薄く黄色く色が塗

ってあるところですが、こちらのところなんです、実際、今ある城南小学校の校舎の1つ前の古い校舎が建っていたところなんですけれども、その古い校舎の遺構が出てくることが事前の調査からわかっておりまして、発掘を進めたところ、かなりはっきりした形で出てきております。

ページを1枚おめくりいただきますと、先週の金曜日の時点での発掘調査現場の写真になります。こちらを見ていただきますと、例えば上の写真でいきますと、真ん中辺に白くて細長い石みたいなものがあるんですけども、これがコンクリートでございます。コンクリートの、要は昔建っていた校舎の土台になるものでございます。手前のところ、その白い石の上に、赤っぽいれんがなんですけれども、古い校舎の柱ですとか、そういったもののれんがの構造が残っているものでございます。こういった形で、古い校舎が出てきているというのがございまして、大体、今75歳ぐらいの方ですと、古い校舎に通われていらしたので、そのぐらいの方ですと懐かしい感覚でございまして、是非やってみようというふうなことで、古い校舎の遺構を見ていただく機会を7月に設定したものでございます。

こちらの事前の周知といたしまして、広報しながら7月1日号に載せるほか、地域の、こちらは品川第二地域でございますけれども、こちらの各町会さんをお願いいたしまして、チラシのほうを配らせていただきましたので、町会の掲示板、あるいは回覧等を使ってご周知いただくような形をお願いをしているところでございます。また、ホームページのほうにも掲載、掲出をしまして、区民以外の方々でも、ご興味のある方々においていただけるような形で考えているところでございます。こういった形で、7月15日に見学会を催しまして、城南小学校の改築に当たりましての発掘状況について、見ていただくような機会を、是非やっていきたいということで考えているところでございます。

私からは以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。なかなかこれまではない報告ではないかというふうに思っておりますけれども、委員の皆さんからの質疑をお願いしたいと思います。

どうぞ、富尾委員。

【富尾委員】 公開時間に、ドドドドと来られてしまうと大変かと思うんですけども、おおよそ何人ぐらいが一度に見ることができるんですか。

【教育長】 学校計画担当課長。

【学校計画担当課長】 場所的にはそんなに、実は広くないんですね。ですので、おそらく1回で現場自体を見ていただくのは、二、三十人ぐらいかというふうに思っております。例えば午前中2時間であれば、2時間あけておいて、随時受付をして入っていただいて、ある程度10人20人ぐらいお集まりになった段階で、現場のほうの人間から状況について説明をさせていただくと、あとは自由に見ていただくような形で考えてございます。大体どのくらいの方がお集まりになるかというのは、なかなかちょっと読みづらいんですけども、2年ほど前ですか、足立のほうでやはり学校の改築現場で発掘調査がございまして、足立のほうでもこういう形で実施したようなんですけども、その際には1日で100名を超えるような方がいらしたということでしたので、こちらのほうも特にお近くの町会の方ですとか、土曜日という日程もございまして、たくさんの方がいらしていただければいいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

【富尾委員】 ありがとうございます。

【教育長】 いいですか。

【富尾委員】 はい。

【教育長】 そのほか、いかがでしょうか。

今の見学のときのことで、私から1つ。見学される方は、例えば礎石のぎりぎりまで普通に入っていけるのかどうか、また、よくヘルメットをかぶったりして見学する場合がありますかと思うんですが、上から物が落ちてくることはないんでしょうけれども、その辺の予定を聞かせていただけますでしょうか。

学校計画担当課長。

【学校計画担当課長】 実際に中に入っていくには、これを見ると、四、五十センチぐらい掘ってある状況なんですけれども、おそらく、見学は7月15日でございますが、もう少し深く掘るような形を想定していますので、そうしますと、あまり入っていただくと危ないところもあるので、手前のところに見学ができるような、上からのぞいていただけるようなスペースを設定して見ていただくというようなところで考えています。ですので、建築現場が、いわゆる工事現場とは違いますので、ヘルメット等は使わなくても見ていただけるような形で考えているところでございます。

【教育長】 ほかに。鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 発掘調査委員による説明というのは、大体、調査員は何名ぐらいいるんですか。

【教育長】 学校計画担当課長。

【学校計画担当課長】 発掘調査員というのは、発掘調査を専門にしている業者さんがございまして、こちらのほうで一応主任に当たるような方がお1人いらっしゃいまして、その下に調査を担当している方が四、五人、それから、実際の作業をされる方はアルバイトの方を含めて20人くらいの方がやっていただけます。ですので、責任者の方から説明いただくような形で考えているところでございます。

【教育長】 よろしいですか。

【海沼委員】 1つ、いいですか。

【教育長】 どうぞ、海沼委員。

【海沼委員】 発掘に当たって、子供さんたち、児童の方たちですけれども、発掘現場で、一緒に発掘を手伝ったとかということはないんですか。

【教育長】 学校計画担当課長。

【学校計画担当課長】 実際、発掘している作業の状況を見ていただくような機会は、学校さんと調整してやっていこうとは思っているんですけれども、発掘そのものの作業というのは、なかなかやっていただくのは難しい部分がございます。例えば、出てきた出土品を傷つけてしまったりとかということがございますので、その辺はある程度大人の方ですとか、わかっていないと難しいところがございますので。ただ、この発掘現場自体を見ていただく機会というのは、なかなかございませんし、学校のお子さん方にもいい経験になるので、そういった形では、学校さんと調整しながら、機会を設定していきたいと考えているところでございます。

【教育長】 ほかにいかがですか。ございませんでしょうか。

では、私からもう1つ。これは、かなり鮮明に残っている状況みたいですが、この見学会が終わった後は、工事に向けて撤去するのか、それとも埋めていくのか、ここは地下の部分もあるから、全部掘るということになるのと撤去するのかとは思うんですが、その辺の見込みがもしあったら、教えてください。

学校計画担当課長。

【学校計画担当課長】 こちらのほうで、埋蔵文化財につきましては、この後、城南小学校本体の工事でかなり深く、一番深いところだと20メートルぐらい深く掘らなければいけませんので、この深さですと、当然あったとしても壊してしまいますので、きちんと調査をした形で記録を残しました上で、あとは埋蔵文化財の一部、全てはちょっと残せないと思うんですけれども、ある主要な貴重なものと思われる部分は残した上で、残りの部分は、おそらく多くは廃棄されてしまうのかなと考えているところでございます。

【教育長】 また、工事の進捗状況もありますでしょうから、そういった地域ニーズも踏まえながら進めていただければというふうに思います。

それでは、ほかに質問がないようであれば、城南小学校遺跡発掘調査見学会の報告につきまして、よろしいでしょうか。

では、本件は終了いたします。

次に、日程第2、報告事項2 学事制度審議会第9回の報告について、説明をお願いいたします。

学校計画担当課長。

【学校計画担当課長】 それでは、学事制度審議会第9回の報告ということで、資料ナンバー4番になります。こちら第9回目の学事制度審議会が6月15日午前中に行われました。

議題につきましては、第8回に引き続きまして、学校選択制について、ご議論いただいたところでございます。前回の第8回がどちらかというところ、委員の皆様により自由な形で、フリートキング的な、それぞれのお立場からのご意見を頂戴しまして、それを踏まえた上で、第9回に臨んだという形になっております。

第9回では、大まかな方向性がつけられればということで、ご議論いただきました。それぞれのお立場から、さまざまなご意見をいただいたんですけれども、基本となる部分が、いわゆる学区域のご議論の中で、今、小学校と中学校の学区域がかみ合っていないということで、うまく中学校の学区域を小学校にかぶせていって、1つの小学校から幾つもの中学校に分かれていかないような形で、きちんとグループ化をしましょうという前提になっていますので、中学校を基本としたグループ化を前提とした中で、こういった形で選択制をつくってほしいのかという議論という形で進んでいきました。

その結果、さまざまな意見は出たんですけれども、そういった形でのグループ化をした小・中連携を深めることが前提、あるいは小学校段階では、地域とつながりですとか、あるいは防災面、この間に東日本大震災等がございまして、通学距離が長く延びるといっては危ないだろうというようなご意見もございましたので、そういった防災面から考えても、できるだけ近い学校で通えるような形での制度が必要なのではないかというようなご意見がございまして、そういった点から整理を進めたところでございます。

中学校段階につきましては、小学校とはまた考え方が違って、例えば、小中一貫教育の

点から見ますと、学区の考え方で整備したところに立脚すると、小学校から中学校という1つのグループを組むような形で考えていますので、逆に言うと、選択制があまり広くなってしまえば、そのグループが機能しないのではないかなというご意見もございまして、なかなかどういった視点が必要なのかというのは難しいところではあるんですけども、そういったご議論がございました、ただ、そうはいつでも、中学校の場合、学校ごとに校庭の大きさが違って、例えば校庭の小さい学校ですと、スポーツをやりたいお子さん方としてはちょっとつらい、もっと広いところに行きたいですとか、さまざまな希望がいろいろ出てくるだろうということで、選択制自体をなくしてしまうことも難しいだろうということで、そういった点を踏まえて、どういった形で整理していくかということです。全体の整理を今後していくということではあるんですけども、第9回の中では、小学校はできるだけ、今までよりもどちらかという、狭めた形での選択制で整理をしていくと。それから中学校については、そういった視点もさまざまございまして、改めて、今後中間答申に向けて再整理をしていくというような形でまとまったものでございます。

私からは以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。ご質問をお願いいたします。

【菅谷教育長職務代理者】 1点だけ。

【教育長】 菅谷職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 まだ途中の形ですから、あれなんでしょうけれども、今、中と小のほうで、それぞれ地元の方の意見が、若干違うなという形で見えていました。小と中なんですけれども、プラス義務教育学校というのが入ってきている。その義務教育学校についての整理をしていくということが、次に大きな課題だと思うんですね。そのことを見越しながら、中と小で考えていかなければいけないというところで、非常に難しい点が出てきているという感じはするんですが、見通しとして、小と中と義務教育の3本立てを、小と中の上に総合的に入って義務教育学校という考え方を持つていくのか、その方向性で皆様方のご意見はいかがでしょうか。ざっとしたところで結構なので。

【教育長】 学校計画担当課長。

【学校計画担当課長】 小学校、中学校と義務教育学校の関係でございまして、そもそも義務教育学校が、独立した学校ということではなく、これまでの経緯として、今まであった小学校、中学校が土台になっているということがございますので、学区の課題を整理するという場合にさまざま出たんですけども、なかなか義務教育学校を単独、独立した形で持つていくというのは、今のところ難しい部分が多々あるかと思えます。それは、これまでも当然、地元との関係もございまして、あくまで学区を持った学校として整備をしていかないと、今の時点では難しいのではないかなということがございましたので、今回も基本的には、先ほどグループと申し上げましたけれども、中学校を基本としたグループという形で、義務教育学校に関しましては、義務教育学校の後期課程の部分が中学校に当たりますので、その部分と整合するグループという形で、結果的には義務教育学校が6校、それから単独の中学校が9校でございまして、15のグループをそれぞれつくって、その組み合わせの中で、どういった形で整理していくかということは今、考えているところでございます。

【教育長】 よろしいですか。そのほかの方、いかがでしょうか。

今のご説明ですと、15ある中学校、義務教育学校、それぞれの学区域がありますから、それはキープしていきながらも、中学校と義務教育学校の校種が違うわけですから、それぞれのカラーを出していけるようにしていきたいという感じかと思えます。

担当課長。

【学校計画担当課長】 まさにそのとおりでございまして、特に義務教育学校につきましては、さらに今後を見据えたときに、今のような形のままでなくて、例えば義務教育学校独自にもっと、9年間連続した施設という状況が生きるような環境をいろいろ整えていく必要があるんじゃないかというようなご意見も、審議会の中でいただいています。ただ、それがすぐに実現できるかという、先ほど申し上げたような事情もございまして、今の段階では、なかなか難しいのかなということではございますけれども、義務教育学校をただ単に小・中が一貫しただけの学校にならないような形での方策というのは、今後考えていく必要があるだろうというご意見はいただいているところでございます。

【教育長】 ほかに質疑はございませんでしょうか。

ないようであれば、学事制度審議会第9回の報告については、よろしいでしょうか。

では、本件は終了いたします。

次に、日程第2、報告事項3 平成30年度新入学者の受入枠について、説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、平成30年度の新入学者の受入枠について、ご報告いたします。

資料はナンバー5になります。来春入学予定の児童・生徒に係る学校選択の希望調査につきましては、10月に実施いたします。その際に、保護者宛てに送付する学校案内パンフレットの内容に、この受入枠を記載し、周知していく必要があります、そのために、毎年、この学校案内パンフレットを作成する時期に合わせまして、学級数当たりの受入可能人数、それと学校ごとの受入学級数と人数を決定しているということでございます。

資料1ページの中ほどにある表をごらんください。まず、小学校・義務教育学校（前期課程）につきましては、新1年生は義務標準法により、1学級35人で学級編成することが定められております。したがって、35人を基準とし、希望選択の締め切り後の来春までの転入者、あるいは在籍中の転入者による増ということも考慮いたしまして、この表にあるとおり、1学級であれば30人、2学級であれば60人、3学級であれば90人、4学級であれば130人というようなことで、受入枠を定めるというものでございます。

次に、中学校・義務教育学校（後期課程）における新7年生ですが、学級編成の標準は40人となっております。また、都においては35人学級に対応するための独自策として、教員の加配措置というものを実施しております。これらのことを踏まえまして、学校選択では、なるべく抽選によらず、希望を受け入れられるよう、標準を40人とし、受入枠として希望選択の締め切り後の転入者等を考慮いたしまして、1学級35人、2学級は70人、以下、表にあるとおり5学級185人ということで、受入可能人数として、保護者等にお示しをしていきたいと考えているところでございます。

ページをめくっていただきまして、2ページ、3ページにつきましては、各学校ごとの

それぞれの29年度の実績と30年度の受入可能数の学級数、児童数を示してございます。基本的には各学校とも、この受入可能人数を超えた場合には、学区域外の入学希望者に対して抽選を行うということになります。ただし、最終的には校長と調整しながら、実情に応じて柔軟に対応はしてまいりたいと考えているところでございます。

なお、30年度の受入可能学級数ですが、昨年と比べまして、小学校・義務教育学校（前期課程）におきましては、城南小学校において1学級の増となっております。それ以外は、昨年と同数となっております。中学校・義務教育学校（後期課程）においては、全校で昨年と同数ということで設定をしております。

なお、1ページ目の一番下にも（3）で書いてありますけれども、学区域内の学校に入学する場合は、受入枠を超えても全員を受け入れるということで、今年も対応をしております。

簡単ですが、私からの説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございませんでしょうか。

【菅谷教育長職務代理者】 よろしいですか。

【教育長】 職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 1点なんです、小学校の場合で、30人学級でやっていったときに、4学級という大規模校は多分1校しか、今2校かな、の予定です。ここところが、計算上では120になるんですが、そこもやっぱりそれじゃちょっと無理だろうということで、130と枠を増やしているんだと思います。中学校のほうも5学級になりますと、計算上では180、ただし、抽選のことを考えると、もうちょっと増やそうというふうなお考えだと思いますが、入れてほしいという方のために、特に大きなところは、それ以上学級を増やすことができない状態、いろんな物理的要素がありますので、初めからそのところを排除されているというふうに思うんですが、それでよろしいでしょうか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 今、職務代理者が言われたとおりでございまして、例えば3学級ですと90人ということで、本来35人でいえば105ですので、15は余裕を見ているところです。2学級では10人、1学級では5人ということで、余裕をみているところです。4学級になった場合、130ということで、できるだけ多く入れていこうということで余裕は、本来ですと140になりますので、余裕分は10人ということで、なかなか学級数を増やせないという部分もありますので、この様な数字で設定をしているということでございます。

【教育長】 よろしいですか。そのほか、いかがでしょうか。

【海沼委員】 1つ、いいですか。

【教育長】 どうぞ、海沼委員。

【海沼委員】 今年は3学級あるところで、30年度が2学級になっている学校がありますよね。ということは、もう入ってくる人数がそこは少ないと見ているんでしょうか。それとも、例えばお教室がないために、2学級になっているんでしょうか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 一番大もとになっているのは、今年の4月あるいは10月1日の新1年生の住基上の人口と、それから来年入ってくる予定の、今年の4月1日現在の住民基本台

帳をもとに、設定しているというところがあります。

それとあわせて、本来なら3学級にしていきたいようなところもありますけれども、将来的な再開による今後の見込みの増とかもありまして、できれば2クラスに抑えていきたいというような、事前の校長先生とのやりとりというところもありまして、3のところですけども2に抑えているところもあります。例えば、荏原西ブロックの京陽小学校、延山小学校というところは、今年3学級で来年度入学は2学級になっておりますけれども、これも実は昨年の当初の枠のときは2クラスでした。ところが、途中の経過を見まして、途中で3クラスに変更しています。このときはホームページに載せまして、3クラスに変更しましたというようなことで対応しております。去年もそういった形がありますので、今年も場合によっては、そういったことも出てくる可能性があるかと思えます。

【教育長】 今の件は、去年はそういう状況だったということなんですけれども、例えば3番の三木小ですとか、大井ブロックの5番の浜川小学校は、今回こういうような3から2へ、4から3というような減少の見込みでということが出ておりますが、これについても同様な考え方でしょうか。

学務課長。

【学務課長】 基本的には、住基をもとに設定をしているということと、学校の教室数、将来の見込み数ということを経合して、全て教室数を設定しているということでございます。

【教育長】 そのほか、いかがでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 学級数は、応募状況によって多少柔軟に、いろいろ考えるということですか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 基本的には、学級数を柔軟にというのは、まれなケースというふうに考えていただいて、90とか60とかという数字が受入枠であると思えますけれども、この数字に対して、例えば兄弟枠に5人入れれば、ちょうど62で全員兄弟枠に入れられますとか、93まで入れれば、希望者全員が入れますとかいったところは、柔軟に希望に沿えるようにということで、全員受けられるとか、その辺は少し柔軟に、その時々で考えますけれども、教室というのはある程度、これを基本にいきたいということで、今のところ考えております。そんなに融通が勝手にきくというのではなく、どちらかというところある程度縛られている。去年はたまたま、そういうちょっとクラスを増やすということは、条件が整っていて、学校も余裕があってということで対応しましたけれども、そういう考え方でおります。

【教育長】 なかなかわかりにくいところかと思えますけれどもね。

【菅谷教育長職務代理者】 多分、私が思うには、学級数というのが人事異動、配当とかいろいろなところに全部影響するんですよ。だから、そのところはあまり動かしたくないという基本があるよね。ただ、学級の中に入っている人数というのは、ゆとり、ある程度伸び縮みができるというところじゃないかという感じもするんですね。

【教育長】 職務代理者がお話しになりましたように、学級数が多ければ、それだけ教員も多く配置してもらえということになるんですが、そのつもりで予定していたら、実

際の学級数としては少なくなってしまうということになると、逆に予定した教員を今度出さなくてはいけないというような状況が出てくる可能性もあります。したがって4月1日に向けて、非常にきめの細かいやりとりが各学校とはやられる形に今後なっていくところなんですけれども、ここで示していただいたのは、基本的な考え方ということなんですかね。

学務課長。

【学務課長】 ちょっとだけ報告させていただきますと、この最後の(3)に書いてあるとおり、例えばほかの通学区域の子じゃなくて、自分の学区の子だけでこの受入枠を超えてしまったというような場合については、やむを得ずクラスを増やす、そういうことで対応はしていくということでございます。

【教育長】 学区域の子どもは必ず全員希望があれば受け入れるという体制ですね。

よろしいでしょうか。それではもう、ないようでございますので、平成30年度新入学者の受入枠について。よろしいですか。

では、本件は終了いたします。

次は、日程第3になります。その他ということで、平成29年7月、8月の行事予定について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私のほうから平成29年7月、8月の行事予定について、ご説明いたします。資料6番をごらんください。

7月11日、教育委員会定例会となっておりますが、この日は文教委員会が入るため、7月18日の2時からと日程を変更したいと考えております。それから、7月25日につきましては、緊急の案件がない限りは休会といたします。

8月でございますが、8月8日、教育委員会定例会でございますが、8月1日の16時からと日程を変更したいと考えてございます。それから、8月22日の教育委員会定例会につきましては、緊急の案件がない限りは休会といたします。

私からの説明は以上になります。

【教育長】 説明が終わりました。何か質疑はございますか。都合の悪い方とかはいらっしゃいませんか。大丈夫でしょうか。

それでは、平成29年7月、8月の行事予定については、よろしいですか。

では、本件は了承いたします。

その他の案件、何かございますでしょうか。

(「特にございません」の声あり)

【教育長】 それでは、最初に決定いたしましたとおり、非公開の会議を開きたいと思っておりますので、傍聴の方はご退出願います。

(傍聴者退席)

— 了 —